

## 新たに障害者を雇用した法人等に対する事業税の不均一課税の適用要件等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号。以下「条例」という。）及び創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号。以下「規則」という。）の規定に基づき、新たに障害者を雇用した法人又は個人に対する事業税の不均一課税の適用要件及びその確認手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(別に定める要件)

第2条 規則第6条第2項第5号に規定する補助金その他相当の反対給付を受けない給付金のうち別に定めるものとは、障がい者雇用はじめの一步応援助成金交付要綱（令和4年4月1日施行）に規定する助成金とする。

(事業税不均一課税適用要件確認申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第8条第1項各号に定める障害者雇用事業税不均一課税適用要件確認申請書（規則様式第5号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 「常時雇用労働者の数算定明細書」（要綱様式第1号）
- (2) 「障害者雇用状況等一覧表」（要綱様式第1-2号）
- (3) 法人にあつては申請に係る事業年度の末日、個人にあつては申請に係る年の12月31日における雇用保険の被保険者の状況等を確認できる次の書類
  - ア 事業所別被保険者台帳
  - イ 事業所台帳異動状況照会
- (4) 障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号をいう。）その他の雇用する障害者の数が法第43条第1項の規定に違反していないことを証する書類
- (5) 特例期間内に常時雇用する労働者として 障害者を新たに雇用したことを証する書類
- (6) 申請に係る事業年度又は年の間に、労働者を解雇（労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していないことを証する書類
- (7) 特例期間内に新たに雇用した障害者（常時雇用する障害者に限る。）（以下「新たに雇用した障害者」という。）の住所及び障害の状況が分かる書類であつて、次に掲げる障害者の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
  - ア 身体障害者 身体障害者手帳の写し（当分の間、都道府県知事の定める医師又は産業医による法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）の写しをもって代えることができる。）
  - イ 知的障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の2に規定する知的障害者判定機関による判定書の写し又は都道府県知事若し

くは政令指定都市の長が交付する療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の写し

ウ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の写し

- (8) 前各号に掲げる書類に新たに雇用した障害者に係る個人情報が含まれている場合は、当該書類の提出についての本人の同意書（要綱様式第2号）
- (9) 新たに雇用した障害者の勤務地及び一週間の所定労働時間が確認できる書類
- (10) 新たに雇用した障害者が、事業税の不均一課税を受けようとする事業年度又は年において、3カ月以上継続して勤務していることを証する書類
- (11) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を負うものにあつては、法人あつては申請に係る事業年度の末日、個人にあつては申請に係る年の12月31日において、当該届出の義務を履行していることを証する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（プライバシーへの配慮）

第4条 申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請における障害者である労働者の個人情報の取扱いに当たって、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成17年11月4日付け職高発第1104005号厚生労働省職業安定局長通知）に準じ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等に十分に留意しなければならない。

（個人事業者に係る申請期限の特例）

第5条 個人事業者にあつては、長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第39条第1項に規定する前期の納期限前7日までに規則第5条に規定する申請書の提出があつた場合は、申請があつたものとみなす。

（修正申告等による申請期限の特例）

第6条 知事は、申請者が修正申告その他の事情により規則第7条に規定する期限後に同条に規定する申請書を提出した場合において、その事情を相当と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該申請書を受理することができる。申請書が不均一課税の申請とともに不均一課税の申請期限までに県税事務所に提出された場合も、同様とする。

（確認結果の通知）

第7条 知事は、規則第8条の規定による確認を行ったときは、同条の規定により申請した者に対し、障害者雇用事業税不均一課税適用要件確認結果通知書（要綱様式第3号）により、その結果を通知するものとする。

（確認結果通知の更正）

第8条 知事は、前条の規定による確認を行った場合において、確認に係る申請が条例第4条に規定する事業税の不均一課税の適用要件を具備しないことが判明したとき又は確認した内容に変更があったときは、前条の規定により通知した者に対し、障害者雇用事業税不均一課税適用要件確認結果更正通知書（要綱様式第4号）により、その更正した結果を通知するとともに、県税事務所に対し、その旨通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、新たに障害者を雇用した法人又は個人に対する事業税の不均一課税の適用要件及びその確認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。